

Flower Works Japan 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、Flower Works Japan と称する。

(目的)

第2条 当法人は、イギリsstスタイルのフラワー・アレンジメント制作技術・技能の認定をすることにより、世の中にイギリsstスタイルのフラワー・アレンジメントを普及させ、教室の開校・運営支援をすることで、フラワービジネスで幸せになれる人を増やすことを目的とする。

1. イギリsstスタイルのフラワー・アレンジメント認定講座の開講
2. イギリsstスタイルのフラワー・アレンジメント認定資格の発行
3. イギリsstスタイルのフラワー教室の開校・運営支援
4. イギリsstスタイルのフラワー・アレンジメント技術の普及と
振興のためのイベント・セミナー開催
5. 前各号に附隨関連する一切の事業

(主たる事業所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市屋敷町2番19号に置く。

(機関)

第4条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(社員及び会員の資格の得喪)

第5条 ①社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とし、当法人の認定資格を保有する者とする。
②会員は、当法人の目的に賛同し入会した者とする。
③会員は、当法人主催のセミナーへの参加、情報誌の配布を受けることができる。

(入社または入会)

当法人の社員となるには、社員総会の承認を得なければならない。会員となるには、所定の手続きを済まし、入会金、年会費を支払わなければならない。

(会費の支払い義務)

第6条 会員は、会費を支払わなければならない。

ただし、初年度は入会月から3月末までの月数で割ったものを支払うこととする。

(会計)

第7条 当法人の経費は、当法人会員の入会金、年会費、寄付金、および会の行う事業の収益をもって当てる。

(認定資格の発行について)

第8条 当法人の認定資格は次の会員に発行される。

① 生花認定資格

受講コースの認定試験合格後、指定の期日までに申請書の提出及び認定費の支払いを完了した会員。

② プリザーブドフラワー認定資格

所定の単位を修了した会員。ただし、講習費及び認定費は、第一回目の講習が始まる前に一括にて支払う事とする。

(退会・休会・復会について)

第9条 ① 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1. 定款に定めた退社事由の発生

2. 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

3. 死亡又は解散

4. 総社員の同意

5. 除名

② 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

1. 定款に定めた退会事由の発生

2. 会員の退会申し出。ただし既に支払った会費の払い戻しはしないものとする。

(ア) 申し出による退会は、以下の2点の完了を持って手続きを完了とする。

i 退会届の提出／受理

ii 在席年度までの年会費の納付

詳細はマイページを参照するものとする。

3. 死亡又は解散
4. 会費の不払い（期間を定めて催告した場合に限る）
5. 除名。ただし既に支払った会費の払い戻しはしないものとする。
③ 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議によってすることができる。
④ 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、出席理事の3分の2以上の賛成による理事会の決議によってするものとする。

（転校について）

第10条 転校は、以下の理由によってのみ認められる。

1. 会員の転居で現所属教室に物理的に通えなくなったとき。
 2. 現所属教室の転居で物理的に教室に通えなくなったとき。
- いずれの場合も、会員には一番利便のある教室を当法人より推薦、もしくはオンラインでの受け入れを可能とする。

（各種手続きについて）

第11条 入会登録後の住所、氏名、連絡先などが変更になった場合は、速やかに担当講師及び当法人事務局に通知すること。

（諸規則の遵守について）

第12条 会員は当法人の利用にあたり、本会則及び不隨する規約、その他教室の定める諸規則を遵守し、当法人の指示に従うものとする。

（個人情報について）

第13条 ①会員の個人情報については、外部への漏洩、紛失がないよう、当法人で厳重に管理するものとする。
②会員の個人情報は、会員の承諾なく無断で利用しないこと。また、承諾を得た範囲でのみ使用すること。
③会員の個人情報は、会員の承諾なく第三者に開示、提供しない。

（禁止事項）

第14条 会員は次のことをしてはいけない。

1. 当法人及び講師、会員への誹謗、中傷、過度なクレーム、再三にわたる謝罪の要求など社会的モラルに反する言動や迷惑行為。
2. 他人の個人情報または個人の特定できる情報を、本人の承認及び許可なく使用

すること。

3. 当法人のコンテンツ（動画、テキスト、編集物など）すべての素材を、当法人の許可なく複製、販売等、不正に使用をすること。
4. 宗教活動、ネットワークビジネス、選挙活動などの勧誘行為や営業行為。
5. その他、当法人が不適切と判断する行為。

（会員の除名、資格の喪失について）

第15条 会員が次のいずれかに該当した場合は、当法人及び担当講師の裁量で、当法人及び教室から除名処分を決定することができる。

1. 本会則第12条が定める違反行為をした時
2. 会費の支払いを怠った時

除名された会員は、当法人のすべての資格を喪失し、復会・再入会を認めないとする。

（免責及び損害賠償）

第16条 会員同士のトラブルに当法人はいかなる責任を負うことはできない。

第17条 いかなる理由があっても、会費等の払い戻しはしないものとする。

第18条 当法人のWebサイト、会費システムを利用の際に生じたいかなる損害について一切の責任を負うことはできない。

第19条 当法人の故意または重過失のない場合を除き、当法人はいかなる損害賠償の責任を負わないものとする。

（公認校について）

第20条 当法人が指定する認定コースを修了・認定されたものは、当法人の定める開校申請書を提出・理事会での承認を得ることにより、当法人の公認校とする。

第21条 当法人の公認講師・販売者は、1年間に12単位以上のレッスンを受講することを必須とする。

第22条 公認講師は、自身の裁量により会員を除名処分した時など、教室運営で問題が生じたときは、当法人に速やかに報告すること。

（会則の変更・改訂）

第23条 本会則は理事会において出席者の過半数の同意をもって変更・改訂することができる。なお、改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

第3章 理事

(理事の員数)

第24条 当法人の理事員数は3名以上5名以内とする。

(理事会の決議)

第25条 理事会決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第4章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2013年4月26日 設立

2025年1月29日 改訂